

りそな M M F (マネー・マネージメント・ファンド)

目論見書の訂正部分

「りそな M M F (マネー・マネージメント・ファンド)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法 (昭和 23 年法第 25 号) 第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 2 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 2 月 27 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 3 月 29 日及び平成 16 年 4 月 2 日に関東財務局長に提出しております。

この投資信託の受益証券の価額は、有価証券市場の相場変動、先物市場の相場変動、組入有価証券等の発行者の信用状況の変化 (倒産や財務状況の悪化等の影響による)、為替市場の相場変動、金利変動による組入債券の価格変動等の影響により、下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、当ファンドの基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

平成 16 年 4 月 2 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、目論見書の記載内容のうち、一部について新しい内容に改めます。

【訂正箇所及び訂正後の内容】

表紙裏

(前略)

発行者名 …………… りそなアセットマネジメント株式会社

(中略)

本店の所在の場所 ……… 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号

(平成 16 年 4 月 5 日より、東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号に変更予定)

(後略)

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1. ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

委託会社の概況 …………… (目論見書 P.10)

1) 名称 りそなアセットマネジメント株式会社

2) 住所 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号

(平成 16 年 4 月 5 日より、東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号に変更予定)

(後略)